

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 特許規則
改正情報： 2020 年 6 月 5 日施行	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>シンガポールにおけるコロナ禍に対する IPOS(シンガポール知財庁)の救済措置として発行した「Circular No. 3/2020: Introduction of Amendments to Subsidiary Legislation in Response to COVID-19」(2020 年 6 月 5 日施行)に伴う改正である。</p> <p>その要点は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不責事由による期限の延長(規則 108B)</li> <li>・ 書類提出時の提出手段の選択肢の拡大(規則 96A, 規則 97)</li> </ul>	
<p><b>改正内容：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ <b>規則 3</b></p> <p>手数料納付に関して明確化された。</p> </li> <li> <p>・ <b>規則 96A</b></p> <p>電子オンラインシステムの使用が明確化された。</p> <p>(3)及び(4)において、電子オンラインシステム故障時の措置が明確化された。</p> </li> <li> <p>・ <b>規則 97</b></p> <p>書類の送達に関して明確化された。</p> <p>(7)及び(9)は削除された。</p> </li> <li> <p>・ <b>規則 98</b></p> <p>(10)及び(11)は削除された。</p> </li> <li> <p>・ <b>規則 108B</b></p> <p>不責事由による期限の延長に関する新設条文である。</p> </li> </ul>	